

国造とそのクニについて（再論）

——篠川賢氏のご批判にお答えする——

神 崎 勝

はじめに

さる平成十七年に篠川賢氏から、ご論考「国造の国（クニ）再考——神崎勝氏の所論にふれて——」（『日本常民文化紀要』第二十五輯所載、以下「篠川論文」とよぶ）をお送りいただいた。このご論考は、私が平成十四年に書いた拙論「国造とそのクニについて——津田左右吉の改新研究に学ぶ（二）——」（『立命館文学』第五七〇号所載、以下「小論」という）についてご批評頂いたものである。拙い小論をおもいがけず仔細にご検討頂いたことをたいへん光榮に思いながらも、直ちにお答えできないまま数年を費してしまつたことを先ずお詫びしなければならない。

さて、篠川氏の論点は多岐にわたるものであつたが、主要な課題はつぎの三点にあると考える。

〔1〕評制施行以前の国造のクニ（国）について、クニは朝廷領を指し、したがつて国造制における支配は領域支配ではなく拠点支配であつた、とみる小論の理解に対して、国造のクニは互いに隣接して存在し、したがつて領域支配をなしていたとされる点（篠川論文七三頁）。

〔2〕評制施行後も国造制が存続したという点については私も篠川氏と同意見であるが、国（クニ）と評（コホリ）は併存するという小論の理解に対して、クニという地域区分の内部がコホリと言う人間集団に分割さ

れていたとされる点（同上）。

〔3〕その他にも小論について多くの問題点をご指摘いただいたが、国造のクニを朝廷の直轄領と解する場合に「アガタ・ミヤケ、あるいはコホリなどとはどこが異なる直轄領なのか」（篠川論文六四頁）というご指摘は、とくに重要と思われるので、小論にいう「朝廷領」の意味するところについても述べておきたい。

〔1〕国造のクニと令制国との関係

まず第一点の、国造のクニが互いに隣接していたとされる点である。そう考えた場合には、一般に理解されているように、国造のクニグニを併せたものが国土の全体ということになる。しかし例えば大和において、倭国造・葛城国造・鬮鷄国造の三国造が大和全域を領域支配していたとは考えられない。事情は山城（山背国造）や河内（凡河内国造）でも同様である。そこで試みに、新野直吉氏が作成された令制国ごとの国造数をみてみよう（新野一九六五、同一九七四）^①。この中にいわゆる「新国造」が含まれていたとしても大勢はかわらないであろう。^②

（一国一國造Ⅱ二十七例）

上野・信濃・飛騨・甲斐・伊豆・尾張・伊勢・伊賀・志摩・佐渡・越中・若狭・山城・河内・丹波・因幡・伯耆・出雲・石見・隠岐・安芸・淡路・讃岐・筑後・日向・大隅・薩摩

(二国二国造＝十五例)

下野・安房・武蔵・相模・駿河・三河・能登・越前・但馬・備後・長門・紀伊・阿波・土佐・豊前

(二国三三例＝九例)

近江・下総・遠江・越後・加賀・大和・播磨・備前・豊後

(二国四国造＝五例) 美濃・備中・周防・肥前・肥後

(二国五国造) 伊予

(二国七国造) 常陸

(二国六国造) 上総

(二国十国造) 陸奥

これによると、国造制はもともと「一国一国造」を原則としていたとみるべきではあるまいか。その後、分氏や国造分番制などの結果、国造を称する家が増えて新たな国造名がつけられ、さらに奈良時代以降にも新任国造があらわれてきた結果、「一国多国造」のかたちをとるようになったとみられる。

たとえば山城・武蔵・加賀には、『国造本紀』にそれぞれ山城・山背、无邪志・胸刺、賀我・加宜という、同名異字の国造がみえる。これら同名国造については重複記載という見方もあるが、篠川氏はこれを「国造氏」とされ(篠川一九九六、四二二頁)、小論では令制下の新任国造と考えた(小論三二頁)。しかしいずれの見方に立つにしても山城・武蔵については「一国一国造」と考えてよいであろう(加賀にはほかに江沼国造がある)。さらにまた播磨および吉備(備前・備中)も、以下に述べるように「一国一国造」であった可能性がたかい。

さて、備前・備中には七国造があつて、上道・三野・加夜・下道・笠

臣の五国造は同族系譜で結ばれており、大伯・中梟の二国造は神魂命の裔という。一方それらとはべつに「吉備国造」の名が知られているが、比較的新しい史料にしか見えない。しかし吉備系諸氏族の間で国造職が輪番(交替)制によつて継承されていたことは広く認められており、またそれら吉備系諸氏族が古く「吉備臣」と総称されていた点や、「吉備国」の名が天武十一年まで残る点からみると、輪番で吉備国造職を継いでいた備前・備中の国造らがそれぞれに国造家を名乗る以前に、総じて「吉備国造」と呼ばれた可能性がある。たとえば「国造吉備臣山」(雄略七年紀分注)のごとき呼称は、つぎの播磨国造の場合と同様に、「吉備国造」を指すとみてよいのではあるまいか。

播磨国には播磨・播磨鴨・明石三国造が知られる。そのうち播磨・播磨鴨二国造は市川水系の神前・飾磨郡域とその東へひろがる賀毛郡西部域に拠点を有し、国造家としては播磨直・佐伯直・山直三氏が国造職を奉じていたとみられている。一般には山直氏が播磨鴨国造家にあたると思われるが、じつは播磨鴨国造の名は『国造本紀』にしかみえない。

『播磨風土記』では賀毛郡檜原里条に「国造黒田別」「国造許麻」の名がみえ、これが播磨鴨国造とみられている。これに対して飾磨郡安相里条にみえる「国造豊忍別命」は播磨国造とされている。つまり『播磨風土記』は、播磨国造と播磨鴨国造のべつなく単に「国造」と呼んでいるのである。『播磨風土記』では出雲・因幡などの国造については、例外なくクニの名を冠して「出雲国造」「因幡国造」などと呼んでいるから、ここにいる「国造」三例についても「播磨国造」とみてよいであろう。

なお天平六年に播磨国賀茂郡既多寺でおこなわれた写経『大智度論』の奥書にみえる氏族名は、播磨国賀茂・神前郡周辺の豪族一覧ともいわれる史料であり、総数六十五例中、「針間国造」(二十七例)のほか山直

(九例)、播磨直(六例)、佐伯直(五例)などがみえるが、鴨を名乗る氏族名はみられない(ほかに諸姓十三例・僧侶五例)。してみれば播磨鴨国造の名は、賀毛郡の西部域に拠点を有した山直氏がその居地の名に因んで後世に名乗った国造名とみるのが穏当であろう。

さらに明石国造も『国造本紀』にのみ見える国造名である。^⑤ところで赤石郡の縮見屯倉にいたオケ・ヲケ二王は、山部連小楯を介して賀毛郡の「国造許麻之女根日女命」に求婚している(『播磨風土記』賀毛郡楯原里条)。してみれば「国造許麻」(山直氏)の上級氏族であった山部連小楯が播磨国司として派遣された赤石郡の縮見屯倉は、播磨国造の管轄下にあつたとみるのが自然であろう。これに対して明石国造と縮見屯倉との関連を示す史料は皆無である。ちなみに播磨国の国造田が六町であることは、播磨鴨国造や明石国造が後代に架上されたとする上の推定とも矛盾しない。

すなわち播磨直や佐伯直、山直らが、ほぼのちの令制播磨国にあたる範囲を支配しており、その範囲内に朝廷が八〜九つのミヤケを設定して、その管理者としてそれらの豪族を「播磨国造」に任命したと考えられるのである。^⑥

さて篠川氏は「国司のクニの内部にいくつかの国造のクニがあり、いずれも「クニ」と呼ばれ、「国」と表記されたとみるのは、いかにも不自然ではなからうか(『篠川論文七五頁』)とされる。しかし国造制が「一国一國造」を基本としていたとすれば、クニの分布範囲と令制国の領域は一致することになり、この不自然さも幾分かは取り除かれよう。^⑦

むしろこのことは、国造のクニがそのまま令制国へ変わったことを意味するものではない。豪族の所領の内部にミヤケなどの朝廷領が点定され、それら朝廷領の総体がクニと呼ばれ、豪族がその管理者(国造)に任命され、朝廷は使者(国司)を派遣してその収取にあたるという関係を想

定するわけである。このような豪族の所領が令制国司制のもとで公領として領域化されることによって、初めて令制国となったとみれば、クニから国への変遷は系統的な関係のもとで捉えることができよう。

さて、『常陸風土記』「総記」を文字通りに読めば、確かに「大化以前の新政・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の六国造のクニを合わせた範囲が令制国としての常陸国の範囲に相当する、という解釈」(『篠川論文六七頁』)に導かれ、それぞれの建評記事からも、国造のクニとクニとが接していたという理解に導かれる。しかし私が「六国造の支配地域を併せたと述べた理由のひとつは、前節に述べた国造制の一般的な性格を踏まえて、それを常陸国に及ぼしたからである。

さらに今ひとつの理由は、『常陸風土記』や『日本書紀』にみえるつぎの史料にある。『常陸風土記』香島・多珂郡条には、大化五年に「割下総国海上国造部内軽野以南一里、那賀国造部内寒田以北五里、別置神郡」とあり、また白雉四年に多珂国造と石城評造とが「以所部遠隔、往来不便、分置多珂石城二郡」したという。「部内」「所部」の古訓はともに「くぬち(くにのうち)」とある。

いっぽう『日本書紀』をみると、これに先立つ大化元年八月に、建評の準備(造戸籍・校田畝)のために、東国等国司が発遣されて任地へ赴いた。この時に朝廷は国司らに対して、「在国不得判罪」「以公事往来之時、得騎部内之馬、得漁部内之飯」「莫因官勢、取公私物、可喫部内之食、可騎部内之馬」「莫於任所、自断民之所訴」などと禁止事項を細かく指示している。なお『日本書紀』の「部内」には古訓「くにのうち」が付されている。

ところがこの指示はしばしば守られなかったらしい。翌二年三月の功過のうちに、朝廷は「朝集使及び諸国造ら」の報告を受け、違反例を挙

げて国司を問責した。その際の間責事項として、「於百姓中、毎戸求索」「取田部馬」「取国造之馬」「使人於朝倉君・井上君二人之所、而為牽来其馬視之、復使朝倉君作刀、復得朝倉君之弓布」「以国造所送兵代之物、不明還主、妄伝国造」「取湯部之馬」「判菟礪人之所訴、及中臣徳之奴事」「三国人所訴、有而未問」などを挙げている。

これによれば、「部内」以外の馬や食料などについては、朝倉君・井上君ら在地首長はもちろん国造や部民（田部・湯部）の私有物でさえ、国司が侵してはならない「部外」とされていたことが知られる。すなわち国司や国造・評造らにとつてクニノウチ（部内・所部）というのは、その直接の管轄下にあつたクニ（朝廷領）の内部に限定されていたとみななければならない。

してみればまた、孝徳朝に我姫国を八国に分けたという場合の「常陸国」も、朝廷領（東国国司の「部内」）に限定されていたはずであり、「部外」を想定しているかぎりにおいて、令制の「常陸国」と同じものではない。したがって常陸の六国造のクニを併せた範囲がそのまま令制常陸国の範囲に相当するという前提には検討の余地があると考えざるを得ないのである。またこのように国司国造の「部内」（クニノウチ）に限定してみれば、「朝廷領」という語もいっそう具体性をもってくるのではあるまいか。^⑧

人間と土地とを二元的に捉えていた大化前代の国制（後述）にあつては、国造とそのクニは、伴造とそのトモに対応する概念であり、トモが朝廷所属民であつたように、クニは朝廷領を指したと考えられる。朝廷領には古来、アガタ（県）、ミタ（屯田）、ミヤケ（屯倉・官家）、コホリ（県）などさまざまな呼称と形態があつたが、推古朝頃にはミヤケを構成単位としてクニ（国）―コホリ（県）制に統一された。^⑨

例えば播磨国には八つないし九つのミヤケがあつたが（縮見・益氣・牛

四

鹿・飾磨・枚方・多志野・越部・中川・川辺など）、それらは播磨の各地に分散していて、纏まった領域を形成していたわけではない。したがって篠川氏が、那賀と海上のクニ、茨城と那珂のクニ、久慈と多珂のクニが隣接していたとされる場合、常陸国の特殊性（一国七国造というとき）を考慮に入れてもなお、クニとクニとはなく、その構成単位であるミヤケとミヤケとが隣接していた可能性、すなわちその間に広狭の差はあれ豪族の所領（非朝廷領）が存在した可能性をすすることができないのである。

播磨の屯倉群が、山陽道―出雲道を東西に結ぶ要地や、但馬と播磨平野とを南北に結ぶ要衝に点々と設定され、縦横の幹道が交叉する地点に播磨国造（播磨直・山直・佐伯直）が配置されていた状況をみれば、国造制下における朝廷の支配は点と点を結ぶ線のかたちで機能していたと思われる。

『常陸風土記』多珂郡条に、成務朝ごろ建御狭日命が多珂国造として赴任した時「以久慈堺之助河、為道前（分注略）、陸奥国石城郡苦麻之村、為道後」として多珂国を設定したという場合にも、これを多珂国造建御狭日命の領域的支配とみるのではなく、ミヤケと道との関係として理解することができるとも。また「往來の道路は江海の津済を隔てず、郡郷の境界は山河の峯谷に相続ければ、直通の義を取りて」常陸国と名付けたといふ（『常陸風土記』総記）、東国（吾姫ノ国）を「吾姫ノ道」「東方八道」「東方十二道」などと呼んだのも、クニと道とのそうした関係を前提として理解されよう。「所部遠隔、往來不便」（同・多珂郡条）という困難は、道（線）の上にコホリ（点）を増置してゆくことよって初めて解決されたのである。朝廷による全国的な領域（面的）支配は、国造制によってではなく、こうした段階を踏んだのちに初めて達成されたとみることができ

「2」クニとコホリとの関係

つぎに第二点の、評制施行後の国(クニ)と評(コホリ)との関係について考えてみたい。推古朝→大化前代のクニ(国造)→コホリ(県稱置)制のもとではクニとコホリは上下の統轄関係に置かれていた。しかし国(国司)→評(評造)制が敷かれた大化→大宝間の状況をみると、国造のクニの内部にコホリ(評)が建てられて評造が国造の管轄下におかれたということを示す積極的な史料はなさそうである。むしろ「吉備道中国加夜評」(飛鳥池木簡88)や「吉備中国下道評」(藤原京木簡)、「上球国阿波評」(藤原宮木簡115)などの例をみると、評を管轄していたのは国造ではなく国司であったことが知られる。^⑩

また斉明五年紀の出雲国造某が「神之宮」を厳修したという記事について、篠川氏は出雲国造が出雲評を所管したことを示す事例とされる。「神之宮」が出雲大社を指すという点については私も同様に考えるが、意宇郡を本拠とした出雲国造が出雲郡の出雲大社を造営したのは、あくまでも国家祭祀上のことであり、行政的に出雲郡治に関わったわけではない。このことは、出雲臣が出雲郡や神門郡に郡司を輩出していない事実からも明らかであろう。

香島郡条についても「割下総国海上国造部内軽野以南一里、那珂国造部内寒田以北五里、別置神郡」という表現は、海上国・那賀国からの神郡(香島郡)の分立を意味しているとみるべく、「新設の香島評がその後には那賀国造の部内に編成された」(篠川論文六八頁)と解釈するのは、「別置」という文字からも困難である。香島郡がいずれのクニの所屬とも明記されないのはそのゆえであろう。

また天武五年八月辛亥条の大祓(四方の大解除)の記事(後掲史料)において、馬などの祓柱の供出が「国別国造」「郡司各」「戸毎」に課されて

いるが、この史料は国造の配下に複数の郡司がいたことを示すものではない。郡司各の「各」は、戸毎の「毎」と同様、分立した複数の郡司(評造)についていったものにすぎない。すなわち国造と評造との間には、その出自の相違から優劣の身分意識はあったには違いないが、制度上では両者は同格に扱われていたとみられるのである。

なお篠川氏は天武末年の国境確定事業(天武十二年十二月丙寅、同十三年十月辛巳、同十四年十月己丑の各条)によって令制国が成立したと考えておられるが、令制国司制の成立と国境確定とは切り離して考えることもできる。むしろ後者は、前者の実効支配の成立に継起して行われた施策とみて、ここにも前者から後者への段階的な展開を見出すのがよいと思う。すなわち国境確定事業は国司・郡司制の整備と相俟って初めて朝廷による全国土の領域支配を完成せしめたということができる。

また篠川氏は「孝徳朝における評制の施行は、クニを再編するとともに、クニの内部(国造部内)のすべてをコホリという人間集団に分割して統治する」という政策であったと考へておられる(篠川論文六九頁)。しかしコホリを人間集団とする見方については、コホリを領域概念とする見方とともに、いずれも一面的であるという点で受け入れ難い。土地とその耕作者である人間とを切り離しては、政治的「領域」としての意味がないからである。孝徳朝において「造戸籍・校田畝」を通じてクニを再編し、クニ・評制を採用したのは、大化前代の二元的把握を改めて、土地と人間とを一元的に(すなわち領域的に)掌握しようとしたことに主たる目標があったと考えられるのである。^⑪

まず大化前代の土地と耕作者との二元的関係が比較的明らかな播磨のミヤケについてみよう。『播磨風土記』飾磨郡条によれば、仁徳朝に「意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬」の五国造を「播磨国に退ひて田を作らしめ」、これらの田を「意伎田・出雲田・伯耆田・因幡田・但馬田」と呼ん

だという。この場合、耕営の主体は山陰の五国造であるが、土地の提供者は播磨国造であろう。また収穫した稲を収納するための施設として飾磨ノ御宅が造られたというから、その管理は播磨国造に委ねられたに違いない。ちなみに飾磨ノ御宅は船場川（市川の旧本流）沿いの姫路市飾磨区三宅が遺称地とみられている。この時に作られた五国造の田の所在については明らかにし難いが、飾磨区三宅の北に安相里があり、つぎの伝承を伝えている。

「安相里 長畝川。土中。右、安相里と称ふ所以は、品太天皇、但馬より巡行せし時、道すがら、御冠を刺さざりき。故に陰山前と号ふ。仍りて国造豊忍別命、名を剥ぎとられき。時に、但馬国造阿胡尼命、申し給ひ、此に依りて罪を赦しき。即ち、塩代田二十千代を奉りて名を有てり。塩代田の佃は、但馬国朝來の人、到來たりてここに居れり。故に安相里と号ふ。もとの名は沙部と云ふ。後に里名は字を改めて二字に注するに依り、安相里とす。（下略）」

これによると、応神朝に播磨国造豊忍別命が、贖罪のため塩代田二十千代を奉ったが、それは土地だけであつたらしく、その開発・耕営には但馬国造阿胡尼命が但馬国朝來の人を佃（田部）として移住させて当たつたという。この佃が沙部と呼ばれ、安相里の名の由来となつたといふのである。位置からみるとこの「塩代田二十千代」といふのが上記の但馬田にあたるのではあるまいか。

いずれにしても飾磨ミヤケは、五国造らが率いてきた山陰諸国の農民によつて耕営されたことが知られよう。越部ミヤケにおいても同様で、越部里（旧名は皇子代村）は安閑朝に但馬君小津によつて開発・耕営されたもので、その耕作者は但馬国の三宅からの移住者であつたといふ。ちなみに越部里は、持統朝に三十戸で一里を編んだという小規模な集落であつた（揖保郡越部里条）。

揖保郡枚方里佐岡の地もミヤケの一つとみられているが、ここもまた仁徳朝に筑紫田部を呼んで開発させたといふ。また神前郡多駝里条によれば、川辺里の三家は応神朝に多駝里の地へ渡來した百濟人らの子孫が開発したものであつたらしい。

土地と耕作民との二元的把握は播磨のみの特殊事情ではない。『日本書紀』景行五十七年条の「諸国に令して田部・屯倉を興つ」といふ記事がすでにそのことを示唆しており、『古事記』景行段はいつそう明確に「倭屯家」の設定と「田部」の設定とを書き分けている。なお「倭屯田及屯倉」は「御宇帝皇之屯田」として倭国造（倭直祖麻呂）が管掌し、出雲国造（出雲臣之祖淤宿祢）が屯田司として経営にあつたといふ伝承をもつ（仁徳前紀）。これもまた播磨の諸ミヤケと同様に、土地の提供（倭国造）と耕作民の編成（出雲国造）とが別々になされたことを示すものであるまいか。

また春日皇女に「匝布屯倉を賜ひて妃の名を萬代に表す」（継体八年紀）といふのも、匝布屯倉に春日部を置いたことを意味するのであろう。三嶋竹村屯倉では三嶋県主飯粒が土地を奉り、大河内直味張が「每郡、饗丁春時五百丁、秋時五百丁」を奉った。これは季節労働による耕営法であつたが、のちに「河内県の部曲を田部と」したといふ。また安閑天皇は、子のない妃たちのために屯倉を興し、小墾田・桜井・茅渟山などの屯倉には「每国田部」を、難波屯倉には「每郡饗丁」を置いた（安閑元年紀）。これもまた田部や饗丁に妃らの名を付して「前迹を顕はしめ」たのであろう。倭国高市郡の身狭屯倉では百濟人や高麗人が田部とされた（欽明十七年紀）。

孝徳朝の初期にも、子代之民・部曲之民・子代入部・御名入部などの耕作民と、処々屯倉・処々田莊・其屯倉などの土地とが区別して記されている（大化二年の改新詔第一条・皇太子奏請文など）。このようにみえてくる

と、大化前代には有力豪族や首長たちが国造・県稲置などに任じられて、土地と耕作民とをそれぞれに貢上して屯倉を機能させるといのが一般的なかたちであったとみられる。

なおミヤケ設定に際して先住者が追い払われたというような話が皆無であることからみて、朝廷領（クニ）が設定された土地は、原則として、豪族領内にある無主の土地（未墾あるいは耕作者のいない土地）であったのではあるまいか。ミヤケ設定伝承の多くが開発行為に始まること、またその後の経営においても土地と人民とが別々に編成されていることなどはこの推定を裏書きする。

しかし大化元年に東国と倭国へ国司（使者）が派遣されて「造戸籍・校田畝」が行われたのちは、状況がことなってくる。すなわち大化の段階で初めて土地と耕作民とが一体のものとして編成されたと考えられるのである。『常陸風土記』をみると、大化五年に「下総国海上国造部内軽野以南一里、那賀国造部内寒田以北五里を割きて神郡を別置す」（香島郡条）とある。「国造ノ部内ノ軽野ノ以南一里」という表現からは土地そのものの分割があったとみられるとともに、「一里」はおそらくもとの史料には「五十戸」とあったものと推定されるから、当然それには耕作者を伴っていたはずである。してみれば香島郡（神郡）においては、土地（六里）と耕作民（三百戸）との一元的把握が達成されたことになる。行方郡条（白雉四年立郡）にも類似的の表現があり、同様に考えてよいであろう。多珂郡や信太郡の場合は、「分置」とあってやや表現を異とするが、同様に考えることを妨げるものではない。

要するに大化改新では、朝廷領において、「造戸籍・校田畝」という手続きを経て、土地と人民を一元化し、在来のクニ・コホリ（県）を分割再編しつつ、国造のクニのほかに多数のコホリ（評）を創り出していっ

たとみられるのである。

ところで篠川氏は、鎌田元一氏の説（鎌田二〇〇一、一四九頁）を承けて、たとえば「茨城国造小乙下壬生連磨」などとある建評申請者の役職名（茨城国造）と冠位（小乙下）について、ともに追記（最終的身分表記）とみておられる。たしかに建評申請者の冠位は追記とみるべきであろう。しかし役職もまた追記と見た場合、香島・信太郡条では冠位のみで、役職名（香島評造あるいは神評造、信太評造など）が追記されないのは何故であろうか。また申請者が二名ずつ記されている点を鎌田氏は強調し、この二名が新評の「立郡人」となったとするが、多珂郡条では申請者二名に対して新評は二つあることになり、この原則も崩れてくる。

なお多珂郡条を石城郡設置の記事と考え、役職は「設置後の称呼を前に遡らせて書いた」とする見方は津田左右吉氏（『津田左右吉全集』第三卷二〇一頁）に始まるが、多珂郡条が石城評設置を伝える記事であるとすれば、あえて多珂郡条へ載せた理由がわからない。しかしこれを多珂評設置の記事とみれば不自然ではない¹⁴。行方郡条や多珂郡条の申請者が行方評造や多珂評造と呼ばれていない点からみても、やはり茨城国造・那珂国造・多珂国造・石城評造というのが建評当時の官名であったとみるのがよいと思う。

いずれにしてもそれらの史料は、それぞれの郡条に掛けられているとおり、香島・行方・多珂・信太四評に関する立評記事とみてよいのであるまいか。

ここで国造の職務内容についてふれておきたい。国造の職務は何よりも先ず、その領域内に設定されたクニ（朝廷領）の運営にあったとみなければならぬ。さらに当時の生産活動の基盤は水稲耕作にあり、クニの主たる機能もここに求められよう。すなわち朝廷領の設定と労働編成、

関連施設の整備、開発から耕作と収穫に至る管理、租税の徴収・貢進・収蔵などが職務の中心をなしたのである。さらにまたクニが「道」とも称せられたように、朝廷領を結ぶ「道」の管理もまた重要な任務であった（『常陸風土記』総記・多珂郡条、『播磨風土記』飾磨郡安相里条など）。

これらは国造の恒常的業務とみられるが、さらに臨時の付帯的業務があげられる。その第一は軍事・外交にかかわるものである。半島へ出兵して新羅と戦った筑紫国造某（欽明十五年十二月紀）、倭国造手彦（欽明二十三年七月紀）などが知られ、また百済の朝廷に仕えた達率日羅の父火葦北国造阿利斯登は、宣化朝に半島へ遣わされ長期にわたってその地にいた人であった。なお紀国造押勝は、日羅招請のために吉備海部直羽嶋とともに百済へ遣わされた（敏達十二年紀）。将軍来日皇子による新羅遠征が計画されたときには「諸神部及国造伴造等并軍衆二万五千人」という軍編成がなされた（推古十年紀）。

国造制成立の契機として篠川氏は軍事的機能をとくに重視しておられる（篠川一九九六、一三四頁）。しかし半島出兵にしても外交にしても国造の恒常的業務とは言えず、推古朝の軍編成が「国造伴造等并軍衆」とされているのをもみても国造についてのみその軍事的役割を重視することはできない。じつさいの軍事・外交に関する記事を見ると、国造以上に多くの臣連伴造ら関わっていたことが知られるのである。

第二に、舍人・采女の貢進および仕丁や部民の貢上がある。ただしこれもまた国造独自の職務であったわけではない。例えば采女では、雄略朝に倭国造が貢進した日ノ媛の例があるが、敏達天皇の夫人であった采女菟名子の場合、父は伊勢大鹿首小熊という人で、国造ではなく大鹿ミヤケの屯倉首クラスの首長であったらしい。また部の貢上では、諸国造らに科して設置した御名代としての藤原部（允恭十一年紀）、皇后・大倭国造ついで臣連伴造国造により貢上された穴人部（雄略二年紀）の例が

ある。しかし部民設定における国造の関与は一般的なものではない。

第三に神事があるが、津田左右吉氏のいう国魂の祭祀は立証できない。また大祓における国造の役割が大きかったことが注目されているが、少なくとも史料の上では天武五年を遡らない（なお後述⁵⁵）。

〔3〕 朝廷領とその変遷について

最後に、第三点のクニ（朝廷領）とその変遷について簡単にまとめておきたい（詳細は神崎一九九七、一九九九、三、一九九九、九二〇〇一、六参考のこと）。これには大きく四つの段階を想定できる。

〔第一段階〕

「国造」は、地方の有力豪族を地方官（クニの管理者）に任命したときに与えた官職名で、豪族そのものを指す称呼ではない。朝廷領は、初期には臨機に各地へ設定され、ミタ・ミヤケ・アガタ・コホリなどさまざまに呼ばれていたが、朝廷領が増えるにつれて組織的な管理の困難さが表面化したと思われる。そこで朝廷は、各地に散在する朝廷領を、豪族の支配領域ごとにグループピングして「クニ」と呼び、その管理者として豪族を「国造」に任じ、「国司（使者）」を派遣して管掌させた（一国一国造制）。たとえば播磨国造は縮見ほかの八つ（ないし九つ）のミヤケを、また武蔵国造は横淳・橘花・多水・倉櫟の四つのミヤケを管理していた（安閑元年閏十二月条）。このミヤケ群がそれぞれ「播磨のクニ」「武蔵のクニ」であったと考えられる。ただし卓越した豪族がない地域では、該地域内の複数の豪族が、輪番や協同で（ときには別個に）、国造をつとめる場合もあった（一国多国造制）。

さらにクニは朝廷領（点）を結ぶ道（線）としての機能を持ち、朝廷に

よる地方支配体制を表現していたとみられる。五世紀後半頃から対外的・対内的に宣表されるようになる「治天下」の実態がこれであろう（江田船山古墳出土大刀、稲荷山古墳出土鉄剣の銘文など）^⑦。

いっぽう在地豪族にとつては、朝廷領は新しい技術や文化の流入の門戸となり、さらに舍人や采女を貢上することによって、いっそう積極的にそれらの技術・文化を取り入れることができたであろう。したがって朝廷領の経営や舍人・采女の貢上などは、彼らにとつては義務であると同時に特権でもあった。筑紫国造磐井が近江毛野臣に「今為使者、昔為吾伴、摩肩触肘、共器同食」（継体二十一年紀）と語ったという話も、磐井自身がかつて舍人などとして出仕していたことを背景に物語られているのであろう。

それゆえ『常陸風土記』総記に「各遣造別令檢校」とある記述も必ずしも造作とはいえない。国造の子弟は舍人として朝廷へ出仕し、国造の代替わりには彼等が帰郷して国造を継ぐ場合が多かったと見られ、そうした場合、朝廷側にも国造側にも、朝廷から派遣された地方官という認識や自負が生まれたに違いないからである^⑧。

こうした体制は、倭王武が「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国。王道融泰にして、土を廓き畿を遐にす」と豪語したように、雄略朝頃にはすでに相当程度に進展していたとみられる。

ところで「国造」という官職名が用いられるようになった時期は明確ではない。篠川氏は、継体紀の筑紫国造や安閑紀の伊甚国造・武蔵国造などについては、国造であったことを認められず、磐井乱後の六世紀中葉に国造制が成立したと考えておられる（篠川一九九六、一一七頁）。しかし二造（伴造・国造）を朝廷の機構のうえで対をなす官職とみた場合に、伴造（トモ）制の整備が雄略朝ごろとみられていること、「臣連伴造国造」

という連称が雄略朝の初年に初見すること、さらに伴造制の中核にあつたとみられる大伴氏が、雄略朝初年に初めて大連になり、その後、磐井乱を契機に失脚して大連の地位を失い、かわつて物部大連が台頭してくるといふ状況（神崎一九七二）を勘案すると、伴造制とともに国造制もまた雄略朝に成立したと考えるよと思われる。「治天下」の観念も全国的規模での国造制の成立と無関係とは考え難い。

〔第二段階〕

豪族の領域内には多くの自立的首長がおり、かれらは国造のもとで屯倉阿弭古や屯倉首などとして朝廷領の管理の実務にもあたっていたが、朝廷との直接の関係はなかつたようである。村首に注して「首は長なり」（大化二年三月甲申詔）とあるように、「首」は朝廷との関係を示すカバネではなかつた。

既往の研究の多くにあつては、国造のクニと豪族の領域とが等置されたが、つて国造制のもとで全国土の領域的支配が達成されていたとされ、その成立は五世紀後葉または六世紀に遡り少なくとも大化改新まで存続したとされ、国造制は遅くとも大宝初年までには廃止されたが、廃止の時点までは地方支配の基盤であつたと考えられてきた。そのために、国造制下での中小首長層の台頭や家父長制家族の成長が指摘されながらも、それを正当に古代政治史の基盤に据えることが妨げられてきたように思う。

しかし、すでに別稿で述べたように、推古朝あるいはその少し以前から、在地豪族と中小首長層との間に軋轢が生じつつあり、このことが国造制に大きな変革を迫ることになった。

豪族と配下の中小首長層との対立は、朝廷領の運営にも障碍をもたらすことになったであろう。これに対して朝廷は、国造制を温存しつつ、

かつ中小首長層の上昇志向を先取りするかたちで、ふたつの施策を採用した。

ひとつは、彼らにカバネを賜与して体制内に取り込み「百姓」（または百八十部）として編成したことである。従来の「臣連伴造国造」に代わる「臣連伴造国造諸百姓」あるいは「臣連国造伴造百八十部」という体制がこれである^⑨。

カバネはもともと天皇を中心とする放射状の構造をもつ仕組みであるから、豪族（国造）と中小首長層（百姓）は、天皇に対する身分関係の上では有姓者として同じ立場に立ったことになる。このことは朝廷からみれば中小首長層へ直接的支配を及ぼすことが可能となり、地方支配の深度をたかめたことになる。したがってこの段階以後の地方支配は国造制から百姓制へ足場を移すことになったといつてよい。こうして推古朝頃には、旧来の国造制は過去のものとなりつつあったと考えられる。

今ひとつは、百姓を県稲置（伊尼冀）として国造（軍尼）の下位に位置付け、タテ系列の組織化をはかったことである。「有軍尼二百二十人、猶中国牧宰、八十戸置一伊尼冀如今里長也、十伊尼冀属一軍尼」という制度がどこまで奏功したかは分からないが、すでに欽明朝の中頃以降、大臣蘇我稲目が吉備へ赴いて官司制的なミヤケ管理方式を實踐していたし、大化元年頃には「国造・伴造・県稲置」が官家・郡県を領治するという関係が一般的になっていたのを見ると（大化元年八月庚子詔）、「軍尼―伊尼冀―八十戸」という組織化にもある程度の進展がみられたにちがいない^⑩。

ちなみにこのタテ系列の組織化は、クニの経営の建て直しを狙った蘇我氏主導による施策であった可能性がたかい。三蔵管理の伝承や推古朝の「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」の編纂なども蘇我氏のそうした政策方針と無関係ではあるまい。

ところがこのタテ系列の組織化によって、豪族が中小首長層に対する優位を取り戻した結果、却って国造はこの仕組みを楯にとり、国司と結託して百姓層への支配を強め、「国司・国造、百姓を斂^{をさ}めとるといふ状況をもたらしした（憲法第十二条）。百姓への収奪ということはとりもなおさず朝廷領（公領公民）の侵害に他ならない。いっぽうの「百姓」の側では朝廷への訴訟や中央の有力者との結び付きを通じてこれに反抗するとともに、みづからもまた朝廷領の侵食に加わったらしい。したがって大化直前には朝廷領の経営は危機に直面していたといつてよい。

〔第三段階〕

改新詔第一条の「罷昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉、及別臣連伴造国造村首所有部曲之民・処々田莊」という条項については、一般には「新たな律令制的支配の基礎となる「公地公民制」の創出を述べたもの、即ち旧来の部の制度と屯倉や田莊の全面的な廃止を命じたもの」（鎌田二〇〇一、七〇頁）と解釈されている。しかしいまだ体系的な法制が布かれていない大化の段階で、公地公民制の確立のために屯倉や子代之民を廃止する理由はなさそうである。また第一条の「別」という文字をどう訓解するかという点にも問題を残している。むしろこの部分は「罷：及別：」という構文とみて、「昔在天皇等の立てたまへる子代之民・処々屯倉、及び別ちて臣連伴造国造村首の所有る部曲之民・処々田莊たるを罷めよ」と読むべきであろう（神崎一九九九、九）。

すなわち部曲之民・田莊とは、一般に考えられているように豪族の私有の人民や土地を指すのではなく、朝廷領の土地（屯倉）・人民（子代之民）のうち、臣連伴造国造村首らに侵食され横領された部分と解するべきである（神崎一九九九、九）。なおここに「村首」というのが百姓の出自階層にはかならない。

改新政府は、朝廷領侵害の元凶であった国司・国造による百姓への収斂を防止するために、推古朝以来の国造―県稲置の制度を廃し、クニのうちの国造の直轄下にあった部分を除いては、国造の管理下から「評」を分立させて評造を任命し、国造と評造とともに国司の管轄下に置いて行政上対等の地位を与えようとした。^②これが大化改新の基本的課題であったと考える（神崎一九九九・九）。すなわち大化改新の主たる目標は「造戸籍・校田畝」を通じて朝廷領を本来のかたちにもどすこと（いわば朝廷領の復古）にあったと考えられるのである。

なお評造の任官資格は、改新詔第二条では国造の一族にかぎられていたが、その数年後には百姓層にまで拡張されらしい。たとえば『常陸風土記』において無官の中臣□□子・中臣部兎子や物部河内・物部会津らが建てた香島評（神評、大化五年立評）や信太評（白雉四年立評）は、クニや評から分立した新評とみられるが、かれらは中臣部や物部の部民の長（トモ）であった。大化五年―白雉四年には無官のトモにまで評造任官資格の裾野を拡げていたことが知られるのである。

さらに石城評も白雉四年以前の立評とみられるが、評造は部志許赤という無官の人で、トモでさえない。おそらく部志許赤はクニの「部外」の人ではなかったろうか。さすればこれ以外にも新たに参入してきた「部外」の首長たちによつて建てられた新評が多かったにちがいない。令制郡のなかにはクニ名とも評名ともアガタ名とも無縁の郡がみられるが、少なくともその一部はこの種の新設の評（郡）ではなかったろうか。とするならば朝廷による全国的領域支配への展望は、評制の進展の中で初めて現実化してきたと言いうことができる。そのことは、国境確定という施策が天武末年に行われたことによつても裏書きされよう。

このように大化の新方式は、朝廷にとつて予想外の結果をもたらすことになった。これまで国造を仲介として朝廷の政治に関わってきた百姓

にとつては、立評を通じて初めて朝廷（国司）に直接結び付く道が開かれたわけである。このことは上昇志向をもつかれらの在地首長としての基盤の強化にも大きな意味をもったであろう。そしてこのことは、これまで朝廷と直接の関係を持たなかった豪族の一族や中小首長たち「部外」の人々に対してもそれに与る可能性を示したと推測される。このような傾向は「若有求名之人、元非国造・伴造・県稲置、而輒詐訴言、自我祖時、領此官家、治是郡県」（大化元年八月条）とあるように、すでに大化の時点であらわれていたが、評制の進展につれて「国造・伴造・県稲置に非ざる」部外の首長たちが雪崩をうって評制のもとへ参入してきたのではあるまいか。

ところで国造と同じく国司の直接の管轄下に置かれたとは言え、評造は前代の県稲置の系譜を引くものであり、そうした関係からみれば、国造よりも評造のほうが格が低いと受け止められたであろう。だとすれば国造が評造となる場合は「降格」されたという意識が生じたかも知れない。ところが那須国造碑には「永昌元年己丑四月、飛鳥浄御原大宮那須国造追大耆那須直草提、評督被賜云々」とあり、那須国造が持統三年（永昌元年）に那須評督を拜命したことが知られる。また一般的にもクニの名と評の名とが一致する例が、持統朝の浄御原令施行期に集中するという指摘（米田一九七六、九五頁）があり、これらを勘案すると、すでに浄御原令下においてクニ・評を評へ一本化する方向が打ち出されていた可能性がある。

〔第四段階〕

大宝令の施行にともない朝廷は「評」に替えて「郡」号を採用し、国造を郡司に任命するとともに、評造をも郡司に「昇格」という新たな手法を採用して、クニ・評の郡への一本化をすすめた。これにより地

方支配の裾野を一気に拡大しようとしたとみられる。その場合に、郡司任用の優先権を国造に担保させ、新令にはこれを「注」として書き添えた。

「凡郡司、取性識清廉、堪時努者、為大領少領、強幹聰敏、工書計者、為主政主帳、其大領外從八位上、少領外從八位下叙之。其大領少領、才用同者、先取国造。」（選叙令郡司条）

この「注」について「古記」はつぎのように注釈する。

「先取国造、謂必可被給国造之人、所管国内、不限本郡非本郡、任意補任、以外雖国造氏不合。問、不在父祖所任之郡、若為任意補任。答、国造者一国之内長、適任於国司、郡別給国造田、所以任意補充耳」

文章は難解で、誤字説もあるが今は採らない。まず前半の「国造之人」が国造ノ氏を指すのか現任国造を指すのが問題で、一般には現任国造を指すとみられている（米田一九七六、七一頁。磯貝一九七八、七頁。篠川一九九六、三〇七頁）。しかし国には複数の郡が所属するのが常態であり、果たしてここでも「所管国内、不限本郡非本郡、任意補任」とある。この一文は、所管の国内であれば、本郡（すなわち現任国造が郡司となった郡）と非本郡に限らず郡司に補任してよいという意味に解せられる。すなわち「国造之人」が本郡の郡司以外に他郡（非本郡）の郡司にも任用される場合が想定されているわけで、さすれば「国造之人」は「国造ノ氏」の義とみるのが妥当と思われる。たとえば出雲臣が、本郡とみられる意宇郡（大領・少領）のほか、楯縫郡（大領）、飯石郡・仁多郡（少領）で郡司に任用されているのはその一例である。ただしこれに続けて「以外雖国造氏不合」とあるように、所管の国「以外」では、国造ノ氏であっても郡司への任用は不可とされた。

また「不在父祖所任之郡、若為任意補任」（父祖が任じられた郡以外の郡について任意ノ補任が可能かどうか）という問いに対しては、国造は「一国

之内長」（所管国内の長）であり、「適に国司に任ねて」（国司の差配のもとで）国造田が郡ごとに設定されているから、「父祖所任之郡」以外の郡でも国造ノ氏であれば国造田の支給は可能であり、「任意ノ補充」ができると答えている。なおこの国造ノ氏は大宝二年に『国造記』に載せられた国造之氏がそれであろう。

さらに和銅・養老年間を中心に郡の分割再編がおこなわれて、律令郡制が完成する。かかる評から郡への変化の背景には、主たる要因として国際的契機が想定されている（関口一九七三・米田一九七六など）。しかしまた正史の類を含めた公文書全般に互って執拗に「郡」字へ統一している背景には、天皇のもとにおける国造と百姓層との身分意識の解消という国内事情をも考慮すべきではあるまいか。すでに推古朝の国一県制のもとにおいてさえ、国司・国造と百姓との対立をめぐって「国非二君、民無兩主、率土兆民、以王為主、所任官司、皆是王臣」（憲法第十二条）という方向付けが与えられていたのである。

ところで、令制下の国造については、郡司任官の優先規定と国造田の賜与のほかには、大祓（大解除）に関する記事があるのみである。国造と大祓との関係は、『日本書紀』に「（天武五年八月）辛亥、詔曰、四方為大解除、用物則国別国造輸、祓柱馬一匹・布一常。以外郡司、各刀一口・鹿皮一帳・鑿一口・刀子一口・鎌一口・矢一具・稻一束。且毎戸麻一條」として初見し、ついで「（天武十年七月）丁酉、令天下、悉大解除、當此時、国造等各出祓柱奴婢一口、而解除焉」とある。これらの史料では国造主導のように記されているから、遡って大化前代には、国造の祓柱（馬・布・奴婢など）が祭祀の中心をなしていたのかも知れない。大祓の基本は「諸国大祓」すなわち「国之大祓」（仲哀記）にあり、もともと国造のクニにおける重要な祭儀であったのが、クニの解体とともにその重要性が失われたのではなからうか。しかし神祇令大祓条では「凡六月十二

月晦日大祓者、中臣上御祓麻、東西文部上祓刀、読祓詞、訖百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部為解除。凡諸国須大祓者、每郡出刀一口、皮一張、鉞一口、及雜物等、戸別麻一条、其国造出馬一疋」とあつて、国造の役割は付け足しのように記される。なお大宝二年に畿内及七道諸社に大幣が班賜された際には、諸国の国造らが急ぎ駆り集められて大安殿において臨時の大祓が行われた（『続日本紀』大宝二年二月・三月条）。しかしさらに降つて延喜民部式下大祓馬条では「凡諸国大祓馬、若無国造国者、以正税買用、其價不得過五十束、但太宰府及肥前肥後日向三国、並以牧馬充之」とあり、「国造無き国」の規定さえつくられるようになるのである（神崎二〇〇一、三〇頁）。

以上のように見てくると、律令と国造との接点は郡司任用における優先権が担保されたという一点にあつたといつてよい。その実効性には疑問が抱かれているものの、奈良時代に入つてもなお新任の国造が続出するのは、この郡司任用優先規定のゆえとみるほかない。おそらく「国造記」に載せられなかった豪族が郡司職を求めて、例えば、たまたまその一族が朝廷出仕して中央政界に地歩を得たような場合には、官人や采女などが国造任官を果たし、めでたく「国造之氏」となった郷里の一族に恩恵をもたらしたのであろう。

なお最近、寺西貞弘氏は、令制下の国造（いわゆる新国造＝律令国造）について、制度と現実との乖離という観点から新しい見方を提示された（寺西二〇一一）。

寺西氏は、大宝二年二月十三日条の記事（後掲）を祈年祭に関する記事とみたらうで、「祈年祭のみならず、神祇令に規定するすべての祭祀が、全国各地の国造によつて執行されたもの」であり、「国造は天皇を頂点とする神祇体系の、地方における執行責任者であつた」とされる。さらに

「制度上神祇の執行を職掌とする国造ではあつたが、実際の地方社会においては、そのみにとどまるものではなかつた」と評価し、たとえば神祇祭祀以外に「国造軍の系譜を引く軍団にさえも強い影響力を持った」と述べておられる。

しかも国造の管掌範囲は、国司の「国」ではなく旧国造時代の「クニ」（すなわち地方豪族としての領域）であつて、奈良時代後半の律令制度の弛緩にともない、ふたたび「地域に根ざした土豪としての国造に回帰したものとされる」といわれるのである。ただ史料の根拠が律令にも正史にも記されない性格のものであるとされている以上、推測と状況証拠とを積み重ねるほかないのが立論の弱点といえはえよう。

しかしまた、その立論の出発点となつた大宝二年二月十三日条の記事の解釈にも問題があるように思われる。「大幣」という語は『日本書紀』にはみえないが、『続日本紀』では大宝元年および同二年に集中してみえる。ちなみに「大幣」については、「古記」は天皇即位礼に関わる幣帛とされているが、その意味するところは「幣」「幣帛」と同じものとみられている（田中一九八五、西宮二〇〇四、三六七頁）。

以下、「造大幣司」の設置とそれにつづく「大幣」の関連史料を掲出しよう。

（ア）（大宝元年十一月）丙子、始任造大幣司、以正五位下弥努王、従五位下引田朝臣尔閑、為長官。

（イ）（大宝二年二月庚戌）是日、為班大幣、馳馭追諸国国造等、入京。

（ウ）（大宝二年三月）己卯、鎮大安殿大祓、天皇御新宮正殿齋戒、惣頒幣帛於畿内及七道諸社。

（エ）（大宝二年四月）庚戌、定諸国国造之氏、其名具国造記。

（オ）（大宝二年七月）癸酉、詔、伊勢大神宮封物者、是神御之物、宜准供神事、勿令濫穢、又在山背国乙訓郡火雷神、每旱祈雨、頗有

徴驗、宜入大幣及月次幣例。

これによると、(イ) 国造召集の命令が発せられた一ヶ月後の三月己卯に、(ウ) 大安殿鎮祭のために臨時の大祓が行われた。国造と大祓との周知の関係からみれば、この大宝二年の国造の記事は、先ずこの臨時の大祓との関連において理解されるべきであろう(ちなみに『続日本紀』には、大宝二年二月仲春に祈年祭が行われたという記事はみえないが、これが大幣班賜を伴う祈年祭の初例であったとすれば、記録に残らなかったというのは不自然ではあるまいか)。

すなわち(ア) 造大幣司が設けられて間もなく、(イ) 大幣を班つたために大安殿の大祓が行われることになり、急遽国造らが召集され、(ウ) 天皇が新宮正殿で齋戒している間に、国造らにより大安殿の大祓が行われ、清浄となった大安殿において畿内及七道諸社への班幣が無事に執行された、というのであろう。

文脈を辿れば明らかのように、大幣の班布は畿内及七道諸社に対して行われたのであって、国造らへ班賜されたのではない。国造召集の主たる事由は、大幣班布の齋場とされた大安殿の大祓にあったとみなければならぬ。

さらにその二ヶ月後には、召集に応じた国造について、(エ) 「国造之氏」を定め「国造記」に登載した。この経過をみると、「国造記」は、文書主義の建て前から記録として作成されたにすぎず、その当時「誰が国造なのか、地域によっては確定していなかった」という状況は考え難いではあるまいか。おそらく大祓のために国造に召集をかけ、これを好機として、集めた国造について「国造之氏」を定めて台帳を作成し、これに照らして郡司任官の優先規定や国造田の賜給を運用しようとしたものであろう。この時に召集に応じなかった国造がいたかどうか、いたとすればその後どのように処遇されたかは分からない。

篠川賢氏から小論についてご批評頂いたのち、六年もの空白期を費やした怠慢を改めてお詫びするとともに、本論の行間に非礼のあることをおそれる。あわせてご寛赦いただきたい。

注

① 『和名類聚抄』所載の令制国名とくらべると、筑前、出羽(和銅五年成立)、丹後・美作(和銅六年成立)、和泉(天平宝字元年成立)、摂津(延暦十二年成立)の六ヶ国を欠く。このうち和泉・摂津・出羽・丹後・美作五ヶ国については『国造本紀』は「某国造」とはせず「某国司」としている。また筑前・筑後二国は七世紀末に筑紫国が分割されて成立したものと考えられており、筑後の筑紫国造に代表される。なお壱岐・対馬二国については、『国造本紀』には「伊吉嶋造」「津嶋直」とあって国造とは呼んでいないので、ここでは省いた。また『国造本紀』の末尾の「多櫛嶋」についても国造名としては取り上げない。さらに備前の「美作・備前二国造」、陸奥の「陸奥大国造・陸奥国造」は、奈良時代の新任国造であることがほぼ疑いがないのでここには取り上げていない。

② 篠川氏と同様に私も新旧国造の別を認めない。一般に「国造」については、旧国造、旧国造の後裔、新国造、新国造の氏(国造氏)、国造姓など多様な意味があるとされ、大化改新詔(あるいは律令)により旧国造の制度は廃止されて評(郡)制へ切り換えられたといわれている。しかし改新詔や律令などの一片の法律や政策によって、百数十年続いた国造の在地豪族としての領有権を否定し、その支配地域を分割して国造出身者でない者を評造に任命し、さらに一斉に郡制へ切り換えるなどということが可能であったとは到底考えられない。豪族の抵抗は必至であろうし、それに備えて朝廷はかなりの軍事力を全国に展開しなければならぬ。しかも当時の軍事力の基盤のひとつが「国造軍」にあったとすればそれはもはや不可能事というほかない。その点はしばらく措くとしても、新国造として新野直吉氏がある国造の殆どは旧国造の範疇におさまるものである。したがって国造は基本的にすべて旧国造(およびその氏)であり、大宝二年にそれ

らの国造（およびその氏と氏上）が『国造記』に登載されたと考えたい。なお『国造記』以後にも、郡司任用への国造優先規定にあずかるために中央官人がその地位を利用して国造に新任されるという新事態が頻発したことは、すでに小論三三頁でものべたところである。

③ 西川一九六六、一九〇頁。井上一九七〇、七九頁。西川一九七五、一〇〇頁。松本一九九〇、吉田一九九五、一七頁。篠川一九九六、三八九頁など。
④ 賀毛郡西部域（ほぼ現在の加西市域）は、東部域（ほぼ現在の小野市・加東市域）と同じ加古川水系に属しながらも、その間を青野ヶ原台地によって分断されている。これに対して水系を異にする神前・飾磨郡域（市川水系）と賀毛郡西部域との間には地形上大きな障壁がなく、ひとつづきの地域をなす。

⑤ 『新日本紀』には「播磨風土記曰」として爾保都比売命の話があり、霊媒として「国造石坂比売命」が登場し、これが明石国造であろうとされている。しかし実はこの話を『播磨風土記』明石郡条の逸文とすべき理由はなく、石坂比売命を明石国造とすべき根拠もない。のみならずこの話のなかで、神功皇后の平定の対象となる国を「新羅国」と呼ぶのに対して、『播磨風土記』の神功皇后伝承では例外なく「韓国」（新羅を指す）と表記しているのを見ると、爾保都比売命の話を『播磨風土記』の逸文とすることさえ困難である。ちなみに『播磨風土記』には「新羅」の名もみられるが、それらはいずれも新羅国からの正式の国使を指す場合に限られている。

⑥ 八木充氏は播磨の屯倉として縮見・益氣・川辺・牛鹿・飾磨・枚方・越部・中川の八屯倉を挙げておられる（八木充「播磨の屯倉」『古代の日本5近畿』角川書店一九七〇、一）。私はさらに応神天皇が「宜造宅及墾田」と命じた多志野（飾磨郡漢部里条）についても屯倉とみてよいと考えている。

⑦ 制度としてみれば、国司の「国」の内部に国造の「クニ」があるという状態は確かに不自然である。国司の「国」の下に「評」があることは評判に関わる木簡資料によって確認されるが（後掲）、穴戸国司が穴戸国造首やその同族贅を所管したというやや曖昧な関係（白雉元年二月条）を除けば、国司の「国」の下に国造の「クニ」があったという明証はみあたらない。

い。さすれば評制下では国造のクニも新評も、ともに「評」として一本化されたと考えたほうがよさそうにも思われる。ただしそう考えた場合には、例えば『常陸風土記』多珂郡条において、白雉四年に多珂国造と石城評造とが「多珂・石城二郡を分置」したというのは、たんに多珂国造が多珂評造になったというに過ぎないことになり、これでは分置を必要としたそもその原因（所部遠隔往来不便）が解消されないではないか。また持統三年（永昌元年）に那須国造が那須評督を拜命していることや、一般に国造の「クニ」の名と評の名とが一致する例が浄御原令時代に集中するという指摘（米田一九七六、九五頁）を踏まえていえば、少なくとも大化改新の段階ではクニと評とを並立させてともに国司の管轄下に置くという措置がとられたとみるのがより自然のように思われる。

⑧ クニという倭語は、鎌田元一氏が整理されたように多様な意味をもつ（鎌田二〇〇一）。そうした広汎な意味をもつ「クニ」という言葉が、国司国造の「国」に対応する語として用いられることにより、すなわち一般語が特殊語とされることによって、朝廷領を指す言葉として使用されたと考えたい。なお「治天下」という語が雄略朝頃から頻繁に用いられるようになったからといって、その段階で全国土の領域支配が達成されていたと考える必要はない。それは半島諸国や中国に対する外交上の表現にすぎず、実態としては朝廷所属の領土・領民（トモ・ベ・ミヤケ・ミタ・アガタなど）を全国的に「点在」させることによって「治天下」という認識は得られたと思われるからである。

⑨ 推古朝から大化頃にかけて国造（軍尼）の下部機構として「県稲置」（伊尼翼）があったことは隋書の記事や孝徳紀から明らかである。これらの県稲置は、国造クラスの族長（大首長）の配下に台頭してきた中小首長が、六世紀末頃までにカバネを賜与され「百姓」として朝廷の末端に組織されたものと考えられる（神崎一九九九、三三）。

⑩ 古風土記などの「国司」関係記事を見ると、大宝令以後とそれ以前とは国司の呼称を区別していたようにみえる。すなわち『播磨風土記』揖保郡中川里船引山条に、天智朝の播磨の「国之宰」道守臣某がみえ、この人は、揖保郡香山里条の「宰」道守臣や、『住吉大社神代記』播磨国賀茂郡倚鹿山領地田島条に乙丑年（天智四年か）の播磨国司として「宰頭伎田臣

麻・率助道守臣彦夫・御目代大伴沃田連麻呂」とある「宰率助」道守臣彦夫と同一人である可能性が高い。また飾磨郡少川里条(および揖保郡越部里条)には、庚寅年(持統四年)の播磨国の「宰」上野大夫がみえる。このほかに年紀不明ながら播磨国の「宰」田中大夫(揖保郡大家里条)や『常陸風土記』の「国宰」當麻大夫(行方郡男高里条)、「国宰」久米大夫(久慈郡助川駅家条)、「国宰」川原宿祢黒麻呂(多珂郡条)などもこれに準じて考えることができよう。つまり大宝令以前には国司は「(国)之」宰」と呼ばれたと考えられるのである。ところが大宝令以降になると、靈龜元年頃に『常陸風土記』を編纂した「常陸国司」(総記)をはじめ、「国司」采女朝臣(香島郡高松浜条、慶雲元年)、『美作風土記』逸文の「備前守」百濟南典・「介」上毛野堅身(和銅六年)、『備中風土記』逸文の「国司」石川朝臣賀美(天平六年)などがみえ、年紀不明ながら『播磨風土記』飾磨郡貽和里条の「国司」生石大夫もその一例とすれば、かれらは令制国司として「国司」「守・介」と呼ばれたのである。古風土記にみられるこうした名称の変化に意味があるとすれば、大宝前代には国司は一般に「(国)之」宰」と呼ばれて、いまだ国造のクニへの派遣官(ミコトモチ)としての性格を色濃く保持していたと考えてよいのではあるまいか。

⑩ もちろんクニやコホリは、既存の集落をそのまま編成したとか、分割再編したとかいったものではない。八十戸・五十戸・三十戸などという自然な編成からみても、自然村落として出発した制度とはとうてい考え難い。クニ(国)やコホリ(県・評)の実体をなしたのは、それに先立って各地に置かれていたミヤケをはじめとする朝廷領であったとみられ、そこで土地・人民の二元的把握のもとに行われていた賦課単位が、そのまま編戸にも適用されたと見るべきではあるまいか。

⑪ 安相里の比定については、姫路市四郷町の麻生山を遺称地とする説や、遺称地はないが姫路市土山・今宿付近に比定する説があるが、JR姫路駅西南に長畝町、千代田町、延末町塩手溝などの関連地名が、飾磨ノ御宅(飾磨区三宅)の北ニキ口足らずのところ^{みかげ}に遺っている。なお『播磨風土記』の「塩代田」はシホシロノタと訓まれてきたがシホデノタと訓むべきであろう。

⑫ このとき贖罪が発生した経緯はつぎの通り。文中の「道すがら、御冠を

刺さざりき」とある「刺」は、原文は手へんに「徴」という文字を用いるが、意味は「刺」と同じである。御冠は『播磨風土記』では御蔭とも書き、境界標のことである(『播磨風土記』託賀郡法太里条など)。すなわち但馬から播磨へ通じる道の、神前郡と飾磨郡との境界に標を刺すのを国造豊忍別命が怠り、ために国造を罷免されそうになったというのである。幹道における境界標の設定が国造の重要な任務のひとつであったことを物語っている。

⑬ 多珂郡条について、さきの小論では史料の文字を尊重して評とすべきところを郡と書いたために論旨がかえって複雑になった。とくに多珂郡条の解釈(小論二〇～二四頁)についてその感が深いので改めて記しておきたい(論旨には変更はない)。『常陸風土記』多珂郡条に「古老曰、斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世、以建御狭日命、任多珂国造。玆人初至、歴驗地体、以為峯險岳崇、因名多珂之國(謂建御狭日命者、即是出雲臣同属。今多珂・石城所謂是也。風俗説云薦枕多珂之國)。建御狭日命、當所遣時、以久慈堺之助河、為道前(去郡西南三十里、今猶、称道前里)、陸奥国石城郡苦麻之村、為道後。其後、至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世癸丑年、多珂国造石城直美夜部・石城評造部志許赤等、請申惣領高向大夫、以所部遠隔往来不便、分置多珂・石城二郡(石城郡、今存陸奥国界内)。」とある。このなかで多珂のクニの範囲について、苦麻村(道後)―助川(道前)とあるのは初期(建御狭日命の時代すなわち成務朝)のことで、大化二年以降・白雉四年以前の段階では北部(苦麻村―石城)が石城評(中心はいわき市平附近、磐城郡衙推定地)として分立し、南部(菊多―助川)のみが多珂のクニとなっていたと考えられる。したがって建御狭日命の時代と美夜部の時代とは、同じく多珂のクニといっても広狭の差が生じていたことになる。そして白雉四年の段階で多珂のクニ(中心は高萩市手綱附近、多珂郡衙推定地)と石城評から多珂評(中心は菊多附近)が分離した。さらに、のちに改めて多珂評と多珂のクニとを併せたものが令制の常陸国多珂郡となったと考えられる(『常陸風土記』が建御狭日命の多珂のクニの分註に「今多珂石城所謂是也」とし、石城郡に註して「今存陸奥国界内」というのはこのことであろう。「今」は『常陸風土記』編纂時すなわち大宝令制下とみられる)。このように令制下では菊多以南が常陸国と

され、石城以北が陸奥国とされたが、さらに養老二年にいたり、菊多以北・阿武隈川以南の地域が石城国（令制国）として分立する。おそらくこの令制石城国の範囲こそ、石城国造の在地首長としての本来の領域であったと考えてよいのではなからうか。

⑮ 大祓には、毎年六月十二日晦日に中臣氏らが執行する恒例の大祓（神祇令大祓条）のほか、事にあたって行われる臨時の大祓があった。後者を代表するのが国造・郡司が関わる場所の、いわゆる「諸国大祓」（神祇令諸国条）であり、天武五年八月辛亥条、同十年七月丁酉条などにみえるものがその古い記録である。またとくに踐祚大嘗祭にあたって行う「諸国大祓」があり、史料的には大宝初年に遡ることができる（天平宝字二年八月乙卯条など、神祇令諸国条集解「古記」）。さらに大宝初年頃までは都で行う臨時の大祓にも国造が関与していたらしい（大宝二年二月庚戌是日条・同三月己卯条）。

⑯ ミタやミヤケを「皇室」の経済的基盤とする見方は必ずしも正しくない。経済を別個にするほど皇室と朝廷とが分離していたとは考え難いからである。したがってミタ・ミヤケは朝廷領として位置付けるべきだと考える。ところが中央においてミタ・ミヤケを専管する機関や仕組みがあったようにはみえず、ミタ・ミヤケのみが朝廷領ではないことからみると「ミヤケ制」といふとき組織立った体制があったとも考えられない。むしろミタ・ミヤケは「クニ」の構成要素のもっとも重要な部分であったとみるべきであろう。また「県（コホリ・アガタ）」については、孝徳紀以降の『日本書紀』にみえる「県」の史料のうち、県稲置（大化元年八月庚午）や国県（大化元年九月甲申・大化二年八月癸酉）などの「県」は、コホリと訓みクニの下部組織「県」とみ、それらの多くは評へ再編されたこととみることができる。また倭国六県（大化元年八月庚午）は祈年祭祀祝詞にいう高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布の「六つの御県」にあたり、県主によって運営されていたとみられるが、推古朝以降にクニの下部組織へ編入され（推古三十二年紀の葛城県）、さらに大化改新後は評へ再編されたのであろう（天武元年紀の高市郡大領高市県主許梅）。

⑰ 「治天下」の観念については、篠川一九八八、西嶋二〇〇二、仁藤二〇〇四など参照。

国造とそのクニについて（再論）

⑱ 国造など地方官の任命については、景行記紀は王族の「派遣」伝承をつたえる。「七十余子、皆封国郡、各如其国、故當今時、謂諸国之別者、即其别王之苗裔焉」（景行四年紀）、「七十七王者、悉別賜国々之国造亦和氣及稲置・県主也」（景行記）などの記事がそれである。しかし成務記紀には、「四年春二月、（中略）国郡立長、県邑置首、即取當国之幹了者、任其国郡之首長、是為中区之蕃屏。五年秋九月、令諸国以国郡立造長、県邑置稲置、並賜盾矛以為表、則隔山河而分国県、随阡陌以定邑里、因以東西為日縦、南北為日横、山陽曰影面、山陰曰背面」（成務紀）、「定賜大国小国之国造、亦定賜国々之堺、及大県小県之県主也」（成務記）などとあって、在地豪族を地方官に「任用」したと伝えている。しかしこれらは矛盾するものではなく、見方の違いというべきであろう。

⑲ 「百八十部」は倭語、「百姓」は漢語で、制度的には同じ階層を指すとみられるが、語のニュアンスとしては「百八十部」は伴造との、「百姓」は国造との関係に比重を置いた用語とすべきであろう（神崎一九九九・三）。

⑳ 百二十人の軍尼（国造）というのは、個々の豪族の領域の総数（すなわちほぼ後の令制国の数）と比較して約二倍になるが、『国造本紀』の国造数とは近似している。このことは朝廷が豪族の領域内にあるクニを、二三区に細分しようとして意図していたことを示すものではあるまいか。これによって吉備や越、北九州などのように、広域にわたって分散している朝廷領を、前・後あるいは前・中・後などのブロックに分けて、国造の同族のほか中小首長のうちのとくに有力なものを国造に任じて管理させ、クニ運営の効率性をたかめようとした可能性がある。

㉑ クニ・評については、（ア）国造が直接管理していた部分のほかに、（イ）クニから分立した評（常陸国香島評・行方評、因幡国水依評）、（ウ）クニと評から分立した評（常陸国多珂評）、（エ）評から分立した評（常陸国信太評、播磨国宍禾評、伊勢国飯野評など）、（オ）県（コホリ）が評となったとみられるもの（伊勢国度会評・多気評）、（カ）アガタが評となったとみられるもの（河内国志貴評）、（キ）新設の評、さらに（ク）クニが評となったとみられるもの（那須評・笠評・科野国諏訪評（金刺氏系図））があったと考えられる。これらのうち（イ）の因幡国水依評については、『因幡国伊福部臣古志』によれば、大化二年立評のとき「爾時因幡国為一郡、

更無他郡」であったというから、因幡のクニからまず水依評が分立したことが知られる。のち斉明四年に水依評は高嶋評と改名したが、この時に「壊水依評、作高草郡」というから、水依評の改名と同時に法美・邑美二評が分立した可能性がある。また(エ)の伊勢国飯野評については、孝徳朝に度会・竹(多気)にそれぞれ十ヶ郷を以てミヤケを設けたとあって、まず度逢原が二評に分割されたことが知られるが、そののちさらに天智朝になって多気評の四ヶ郷を割いて飯野評が設けられた(『皇太神宮儀式帳』)。(カ)の河内国志貴評については、『僧宝林敬造金剛場陀羅尼経願文』によると、川内国志貴評(朱鳥元年丙戌)は志畿大県主(古事記)や志貴県主(玉亀二年造寺所公文)のアガタに由来するとみられる。さすれば大和国高市評(和邇部氏系図)・所布評(藤原宮木簡)なども同様に高市県主・添県主との関連が考えられよう。ちなみにアガタの名と評の名との一致が孝徳朝(天智朝)に多く見られるのは(米田一九七六、九五頁)、アガタの評への再編の時期を示唆するものであろう。(キ)新設の評としては蝦夷の評がある。斉明朝の阿倍比羅夫の「北征」が大化の東国国司の派遣と同じ内容をもつ国家的事業に属したこと、それによって越ノ蝦夷に対して建評が行われたことについては別稿で述べた(神崎一九八八、一四頁)。(ク)の笠評については、『法隆寺藏金銅観音菩薩造像記』に、白雉二年に笠評ノ君の存在が知られる。ただしこれについては吉備の笠臣国造を指すという説のほか、笠は丹後国加佐郡を指すとする説がある。

参考文献

- 新野直吉『国造と県主』至文堂一九六五、四
- 西川宏ほか「瀬戸内」『日本の考古学 古墳時代上』河出書房一九六六、六
- 井上光貞『大化改新』弘文堂一九七〇、七
- 神崎(和田)勝「安閑・宣化―欽明二朝対立」説の再検討」日本史論叢第1輯一九七二、三
- 関口祐子「大化改新」批判による律令制成立過程の再構成(上)(下)」日本史研究一三三・一三三三号、一九七三、三、一九七三、六
- 新野直吉『研究史 国造』吉川弘文館一九七四、八

- 西川宏「吉備の国」学生社一九七五、三
 - 米田雄介「郡司の研究」法政大学出版局一九七六、三
 - 磯貝正義「郡司及び采女制度の研究」吉川弘文館一九七八、三
 - 佐伯有清「因幡国伊福部臣古志」の研究」『新撰姓氏録の研究』索引・論考篇所収、吉川弘文館一九八四、三
 - 田中卓「造大幣司―祈年祭」の成立―『田中卓著作集5壬申の乱とその前後』国書刊行会一九八五、九(初出は田中卓「造大幣司」『続日本紀研究』1―2、一九五四、二であるが、論旨に変更がある)。
 - 篠川賢「鉄刀銘の世界」九二頁『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館一九八八、二一。
 - 神崎勝「阿倍比羅夫と日本海沿岸部の防衛」古代日本海文化14号一九八八、十二
 - 松本岩雄「山陽」『古墳時代の研究』10雄山閣一九九〇
 - 吉田晶「吉備古代史の展開」塙書房一九九五、一
 - 篠川賢「日本古代国造制の研究」吉川弘文館一九九六、五
 - 神崎勝「十七条憲法の構造とその歴史的意義」立命館文学第五五〇号、一九九七、六
 - 神崎勝「百姓制の成立とその展開―七世紀における新興首長層の編成―」立命館文学第五五九号、一九九九、三
 - 神崎勝「大化改新の根本問題について―津田左右吉の改新研究に学ぶ(一)―」立命館文学第五六一号、一九九九、九
 - 鎌田元一「律令公民制の研究」塙書房二〇〇一、三
 - 神崎勝「国造とそのクニについて―津田左右吉の改新研究に学ぶ(二)―」立命館文学第五七〇号、二〇〇一、六
 - 西嶋定生「4―6世紀の東アジアと倭国」『西嶋定生東アジア史論集』第四卷四二頁岩波書店二〇〇二、八(初出は一九八〇)
 - 仁藤敦史「ヤマト王権の成立」『日本史講座 第一卷 東アジアにおける国家の形成』東大出版会二〇〇四、五、一二八頁。
 - 西宮秀紀「律令国家と神祇祭祀制度の研究」塙書房二〇〇四、十一
 - 寺西貞弘「奈良時代の国造」『日本歴史』七五七号、二〇一、六
- (妙見山麓遺跡調査会監事)